



理化学研究所創立百周年と安全管理の変遷

国立研究開発法人理化学研究所

安全管理室長 宮川 眞言

私ども理化学研究所は、1917年に設立され今年百周年を迎えました。現在、理化学研究所においては、本部及び和光、筑波、横浜、神戸、播磨の各事業所に安全管理室が置かれ、放射線防護、研究廃棄物、研究用高压ガス施設、化学薬品、遺伝子組換え生物等、微生物等並びに動物実験などの管理、生命倫理に関する業務などの研究活動に係る安全管理等の業務を行っています。理化学研究所の安全管理体制は、研究活動の進展と社会的要請に応じてその対象業務の内容を大きく変えてきました。ここではその変遷について紹介したいと思います。

1962年7月、専ら放射線管理業務を行う部署として「放射線管理室」が発足し、これが理化学研究所における研究に係る安全管理業務を担当する部署の始まりとなります。1960年代の後半から国内で公害が社会問題化し、1972年6月に廃液の処理及び研究排水の分析業務が付加され、これを契機として、1973年5月に「安全管理室」に改組されました。1976年4月には、それまで研究室等により自主的にされていた研究用高压ガス製造施設等の管理について、法令への対応強化のため安全管理室の担当業務として加えられ、さらに1970年代に入ると、生命科学の進展とともに遺伝子組換え実験に対する危険性への懸念の声が上がり、「組換えDNA実験指針」が国から提示されその対応が求められたことから、1981年3月に「組換えDNA実験安全委員会」を発足させ、関連業務を安全管理室が担当することとなりました。一方、1999年6月に理化学研究所において研究室の電気ポットにアジ化ナトリウムが混入される事件が発生し、これを契機に毒物劇物や麻薬、向精神薬などの取扱いに関する規程が整備され化学物質の管理業務が本格的に開始されました。

2000年に入ると、医学系領域の研究が増加し、研究者が自主的に管理を行っていた微生物等や動物実験について組織的な対応が必要となり、関連する規程の整備を行い、2002年1月に微生物等の取扱いについて、2003年1月には動物実験の管理が担当業務に追加されました。また、2001年以降、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」や「臨床研究に関する倫理指針」が制定されるなど、生命倫理等の観点から規制を行う国の指針の整備が進み、これらについても組織的な対応が求められ、生命倫理等への対応が安全管理室の業務として加えることが決定され、2003年1月に関連規程を整備して業務を開始し、現在に至っています。

前述のとおり、1962年7月に「放射線管理室」が設置されて以来、その対象業務は物理・化学系から生物・医学系へと広がり、全体の業務の比率も生物・医学系関連の業務が多くを占めるように変化してきました。また、各地への研究拠点の展開により管理の対象となる施設や研究者の数とその業務量も増加の一途をたどり、安全管理業務を担当する人員等の増強や各種システムの導入による省力化が図られてきましたが、規模拡大の速度に追いつかない状況が続いてきました。幸いこれまで人命に係るような事故は無く、限られた人員で何とか安全管理業務が実施できたのは、担当者の努力もさることながら、多くの研究者の日常の協力を得ることができたからであると考えています。

近年は業務に関連する法令や指針等の改正の頻度が高く、また、その内容も細密となっていますが、安全管理業務を担当する職員の知識・技術の習得や伝承のための時間の確保が難しくなっており、人材の育成が次の百年に向けての課題となっています。

大学等環境安全協議会も、1979年11月に「国立大学廃液処理施設連絡会」として発足され、その後「国立大学廃棄物処理施設協議会」、「大学等廃棄物処理施設協議会」を経て、2001年11月には「大学等環境安全協議会」に改称され、社会の要請とともにその活動の内容を廃棄物処理から、環境・安全マネジメントや安全衛生管理に及ぶフィールドへと大きく広がりを見せていることはご存じのとおりです。これまでも、研修や情報の交換を通じ、会員相互の資質の向上に大きく貢献してこられたことに感謝するとともに、今後もその活動を通じて人材育成に資していただけるよう期待しており、大学等環境安全協議会が百周年を迎えてもなおその活動が継続・発展されるよう祈念しております。